

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月30日

【会社名】 キヤノンマーケティングジャパン株式会社

【英訳名】 Canon Marketing Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂田 正弘

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番6号

【電話番号】 (03)6719-9111

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経理本部長 濱田 史朗

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番6号

【電話番号】 (03)6719-9072

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経理本部長 濱田 史朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第48回定時株主総会（以下「本総会」という。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 金3,241,807,725円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、村瀬治男、坂田正弘、臼居裕、八木耕一、松阪喜幸、足立正親、濱田史朗、神森晶久、土居範久および土橋昭夫の各氏を選任する。なお、土居範久および土橋昭夫の両氏は社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、清水正博、手戸邦彦および楠美信泰の各氏を選任する。なお、手戸邦彦および楠美信泰の両氏は社外監査役候補者である。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役8名に対し、取締役賞与総額64,800,000円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成率 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	1,101,222	202	12	可決 99.27
第2号議案 取締役10名選任の件				
村瀬 治男	1,071,335	30,088	12	可決 96.57
坂田 正弘	1,086,456	14,967	12	可決 97.94
臼居 裕	1,096,945	4,478	12	可決 98.88
八木 耕一	1,096,967	4,456	12	可決 98.88
松阪 喜幸	1,097,183	4,240	12	可決 98.90
足立 正親	1,097,073	4,350	12	可決 98.89
濱田 史朗	1,094,185	7,238	12	可決 98.63
神森 晶久	1,097,058	4,365	12	可決 98.89
土居 範久	1,099,498	1,925	12	可決 99.11
土橋 昭夫	1,099,399	2,024	12	可決 99.10
第3号議案 監査役3名選任の件				
清水 正博	1,090,507	10,917	12	可決 98.30
手戸 邦彦	932,449	168,975	12	可決 84.05
楠美 信泰	1,076,018	25,405	13	可決 96.99
第4号議案 取締役賞与支給の件	1,097,011	4,202	222	可決 98.89

- (注) 1. 各議案の賛成数、反対数および棄権数は、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できたものを加算しています。
2. 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数（本総会前日までの事前行使分と当日出席分を合計したもの）を分母とし、本総会前日までの事前行使分における賛成数に当日出席の一部の株主から賛成が確認できた分を加算したものを分子として算出しています。
3. 各議案の可決要件は次のとおりです。
- ・第1号議案および第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 - ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。